

# 選定療養費とは

医療法の改正により、医療施設はその規模や特質に応じて、機能分担を目的に設けられた制度です。初期の診療は地域の医院・診療所で受診いただき、高度・専門医療は大きな病院で行うことにより、限られた医療資源の有効活用、大きな病院の混雑緩和など、医療の合理化を図ることを目的としています。

## 初診で受診される患者様は 他の医療機関からの紹介状をご持参ください

※接骨院、整骨院からの紹介状は対象外となります

### ○初診時選定療養費（医科・歯科）

初診時に他の診療所や病院などからの紹介状をお持ちでない患者様には、通常の初診料等の医療費とは別に、選定療養費として下記金額をご負担頂いております。

**11,000円（税込）**

※15歳未満の方は  
**5,500円（税込）**

初診患者様は以下の方が対象となります。

- ① 初めて当院の診察を受ける方
- ② 患者様のご都合で半年以上、受診されていない方  
（健診または予防接種のみで来院された場合は除く）

### ○再診時選定療養費（医科・歯科）

症状が安定し、当院が他の医療機関に対して文書による紹介を行ったにも関わらず、引き続き当院を受診される場合に、通常の医療費とは別に、選定療養費として下記金額をご負担頂いております。

**2,750円（税込）**

但：医科と歯科は健康保険上別の扱いとなりますので、**医科と歯科の両方で選定療養費をご負担いただくこととなります**

紹介状をお持ちの患者様につきましては

- 初診時の選定療養費（11,000円）をご負担頂いておりません
- 外来の受診予約をお取りすることができます。  
地域医療サービスセンター窓口でご相談ください。

電話：06-6131-2955（直通）  
FAX：06-6312-8620（直通）



公益財団法人 田附興風会

**北野病院**